

平成 13 年 第 2 回

高森町議会 2 月臨時会会議録

平成 13 年 2 月 21 日 開会



高 森 町 議 会

2 月 2 1 日 (水)

平成13年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成13年2月21日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

10番 佐伯 金也君

11番 杉永 竹範君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成13年2月21日

至 平成13年2月21日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
2月21日（水）	本会議	

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（高森町税条例の一部を改正する条例）

日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（高森町給水条例の一部を改正する条例）

日程第5 議案第3号 平成12年度高森町一般会計補正予算（案）について

日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1 番 野 中 謙 三 君

2 番 甲 斐 廣 國 君

3 番 後 藤 和 昭 君

4 番 甲 斐 正 一 君

5 番 藤 本 正 一 君

6 番 相 馬 俊 行 君

7 番 三 森 義 高 君

8 番 佐 楯 見 誓 香 君

9 番 古 澤 豊 喜 君
11 番 杉 永 竹 範 君
14 番 児 玉 國 廣 君

10 番 佐 伯 金 也 君
13 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

12 番 甲 斐 裁 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	今 村 博 信 君	収 入 役	有 働 和 幸 君
教 育 長	佐 藤 昭 也 君	総 務 課 長	岩 下 生 人 君
総 務 審 議 員	佐 伯 秀 和 君	企 画 観 光 課 長	村 上 源 喜 君
住 民 生 活 課 長	住 吉 五 夫 君	保 健 福 祉 課 長	阿 南 哲 也 君
保 健 福 祉 審 議 員	甲 斐 利 男 君	税 務 課 長	岩 下 光 廣 君
農 林 振 興 課 長	廣 木 富 八 君	建 設 課 長	後 藤 秀 希 君
水 資 源 対 策 課 長	芹 口 誓 彰 君	高 森 中 央 出 張 所 長	桐 原 一 紀 君
草 部 出 張 所 長	岩 下 昭 久 君	収 入 役 室 長	岩 下 健 治 君
教 委 事 務 局 長	岩 下 紀 久 雄 君	監 査 事 務 局 長	渡 邊 哲 郎 君
行 政 係 長	甲 斐 敏 文 君	財 政 係 長	河 崎 み ゆ き 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議 会 事 務 局 長	色 見 隆 夫 君	議 会 事 務 局 係 長	佐 藤 幸 一 君
-------------	-----------	---------------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） おはようございます。

会議に先立ち、町長さんのごあいさつをお願いいたします。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） おはようございます。

本日、平成13年度第2回高森町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多忙のなか、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、議員各位には、町民生活安定のため、ご心労いただいておりますことにつきまして、衷心より敬意を表します。

ここに、謹んでご報告を申し上げる事項は、林 秋夫氏が私道を町道に無償提供いただくことになりました。これも一重に議員各位のへいわりのわかい活動によるものでございます。ここに深く感謝を表します。

また、平成13年2月1日付け職員の人事異動を行いました。ご報告を申し上げます。二子石範男氏、中央出張所長を3月31日退職予定のため、総務課付きにいたしました。桐原一紀前収入役室長を中央出張所に、岩下健治草部出張所長を収入役室長に、また、岩下昭久税務課長補佐を草部出張所長に昇格させる異動を実施しております。なお、課長補佐級以下につきましては、すでに報告済でありますので、省略をさせていただきます。

さらに、野尻出張所長 田上眞一が病氣療養入院のため、欠席しております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日、ご提案申し上げます懸案は、専決2件、議案2件でございます。どうか慎重審議の上、ご決定賜りますことをお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） どうもありがとうございました。

12番 甲斐 裁議員さん、欠席でございますが、ただいまから、平成13年第2回高森町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉國廣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番 佐伯金也君、1

1 番 杉永竹範君を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（児玉國廣君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、本日 2 月 21 日、1 日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日に決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて

日程第 4 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（児玉國廣君） 日程第 3 承認第 1 号及び日程第 4 承認第 2 号、専決処分事項の承認を求めることについてを一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 承認第 1 号及び承認第 2 号の専決処分事項の承認についてご説明を申し上げます。

本専決事項は、ご承知のとおり、平成 13 年 1 月 6 日に中央省庁と改革関係法施行に伴う承認第 1 号は、名称を自治大臣を総務大臣に、厚生大臣を厚生労働大臣に、また、承認第 2 号は、厚生省令を厚生労働省令に改めたものであります。

以上、専決処分事項の説明とさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、承認第 1 号及び承認第 2 号の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号及び承認第2号の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第3号 平成12年度高森町一般会計補正予算（案）について

- 議長（児玉國廣君） 日程第5 議案第3号、平成12年度高森町一般会計補正予算（案）についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長 今村博信君。

- 町長（今村博信君） 議案第3号で提案いたしました平成12年度高森町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、3月末に任期満了となります農業委員会委員の選挙に伴います経費、基幹型介護支援センター委託料、繰上償還などについて補正を行うこととし、総額2,445万4,000円を計上いたしております。これを現計予算と合算いたしますと、47億3,191万6,000円となります。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

基幹型介護支援センター運営事業費補助金、昨年6月に執行されました最高裁判所裁判官国民審査委託金、減債基金より繰り入れます繰入金などであります。

次に、歳出予算について説明申し上げます。

選挙費につきましては、昨年6月に執行されました衆議院議員総選挙の最終調整、及び3月末に任期満了となります農業委員会委員の選挙の執行に伴うものであります。

老人福祉費につきましては、来年度4月より本格スタートさせる基幹型介護支援センターの準備費用として、社会福祉協議会への委託料を計上しております。これは、きめ細かな福祉サービスの提供を目的として新たに開所するものであります。

次に、公債費につきましては、3月に熊本県市町村振興協会より借り入れております利率3%のものを2件、健全財政運営に向けて繰上償還するものであります。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を説明申し上げましたが、本議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

- 議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今の補正予算の中身についてちょっと詳細にご説明をいただきたいものですから、お願いをいたしますが、保健福祉課長さんの方のご答弁をいただきたいんですが、基幹型在宅介護支援センターの委託料が今回計上されてございます。今の町長の説明ですと、社協への委託料ということでございますけれども、これの性質について、いかがなものか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 阿南哲也君。

○保健福祉課長（阿南哲也君） ただいまお尋ねいただきました基幹型の件でございますが、まず、設立の目的から申し上げます。

介護保険事業の対象外者をはじめ、要介護となる恐れのある高齢者の介護予防、また、生活支援の観点から総合的な調整やケア会議を行うことといたしております。また、現在あります地域型支援センターの統括や介護サービス機関の指導、支援に努めるため、基幹型介護支援センターを新たに設置するものでございます。

そこで、基幹型介護支援センターとはどのようなものかということになるわけですが、介護予防、生活支援の観点から要介護となる恐れのある高齢者を対象に、効果的な予防サービスの総合調整や地域ケアの会議等があげられるわけでございます。そのほかに、現在ある梅香苑にあります地域型支援センターを支援し、密接な連携を図りつつ地域に積極的に出向き、推進をしていくものでございます。

その内容といたしましては、まず第1に、地域ケア会議の開催、第2に、地域型支援センターにより把握され、基幹型支援センターが自ら把握した要援護高齢者の心身の状況等の情報を集約することが第2点でございます。それから、第3点に、町全域の立場から各種の保健福祉サービスの存在、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用について啓発をすることといたしております。第4番目に、在宅介護等に関する各種の相談に対し、電話連絡、面接相談等により総合的に応じることとなっております。それから、第5番目に、要援護高齢者等の家族等からの相談や在宅介護相談員からの連絡を受けた場合に、これらの者の居住地を担当区域とする地域型支援センターと連携をとるとともに、必要に応じ訪問等により在宅介護の方法等について指導助言することとなっております。それから、第6点目に、福祉用具の展示、紹介、増改築に関する相談及び助言というのが今回の基幹型支援センターについての主な内容でございます。

以上でございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 今、詳細にわたったご説明がございましたが、この内容については、現在、在宅介護支援センターがだいたいやっておることを今回こういうふうな形で取り上げたように聞き受けをいたしました。基幹型と地域型ということでございますが、私どもとしては、地域型と基幹型の区別というのはそうはつかないわけですね。今、課長さんの説明の中にも先ほどからバリアフリー化の問題についても在宅介護の支援についても、家族の相談、いろいろございました、情報の提供等についても、今まで在宅介護支援センターがやっていたことをそのままされるわけですね。ただケアプランだけがないわけなんですけれども、ケアプランについても、この中で見れば、それぞれを横断的に考えれば、考えられないことはないようなことであると思っております。

ですから、従来、梅香苑の名前が出てまいりましたけれども、梅香苑の方で長年自分ところの組織も利用しながら、デイサービス・ショートケア等もやってこられました。しかしながら、町内においては、いろいろな病院がございまして、その病院の中においての問題点もあったと思うんですけれども、私どもの感覚といたしましては、あくまでもやっぱり基幹的な役割を私は梅香苑の在宅介護支援センターがやっていたのではないかと思っておりますが、あえてここで町がこういうふうな形で立ち上げをしなければならなかったのかなという疑問があります。できれば、発展的に現在ある在宅介護支援センターをそのまま基幹型に移行していくことの方が私どもとしては危険性が非常に少なかったような気がいたしますけれども、そのあたり、いかがなものだったかなと。

それと、この介護保険についてもそうなんですけれども、非常にいろいろと立ち上げの段階から問題点がありますし、啓発問題、啓発についてもなかなか該当していても、その利用する方法を知らない家族等がいらっしやいました。それについての啓発というものを僕はあくまでもやっぱり町の方の担当ではなかったかなと、それをこういうふうにやっていくことが本当にいいことであったのかなというふうにも思うわけなんですけれども、現状において、この相談、これについての検討というものがあんまり唐突すぎるような気がいたします。もう少しやはり私どもとしては、住民の皆様方達が広くこのへんについての理解が得られたのちで基幹型をつくっていくことの方がよかったような気がするわけなんですけれども、その点、保健福祉課長のお考えがどうあるのか、県の方がどうしても町にそれをつくれと言われたのか、そうであるならば、県内の約90ある町村がすべて同時に立ち上げをされるのか、そのあたりもお聞きしたいと思います、いかがですか。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 阿南哲也君。

○保健福祉課長（阿南哲也君） 今回の基幹型の立ち上げにつきましては、熊本県と一昨年からの協議をいたしておるというふう聞いておりますし、また、阿蘇郡におきましては、現在、阿蘇町は設立をいたしています。県の考えといたしましては、阿蘇郡に阿蘇町、それから今回、お認めいただければ高森町というようなことで、地域振興局管内に一つずつぐらいつくっていくというような計画であろうかと思えます。

そのようなことを受けまして、実は、高森町在宅介護支援センター運営協議会を昨年の12月18日に開催をいたしております。この運営協議会の意義につきましては、もうご存じであろうかと思えますので、特別に申し上げませんけれども、この協議会のかいようの答申を受けまして、一応公平、中立的な立場で基幹型を設けさせれば、社会福祉協議会内に置くのがいいのではないかというようなことをいただきましたので、今回、ご提案をさせていただいたということでございます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） その言葉が一番私としては誤解を招くと思うんですね。公平、中立というのが非常に私としては誤解を招きませんかと思うんですよ。12月の議会に時にも、老人保健の関係で私は意見を述べさせていただきましたけれども、利用することによって、やっぱり老人の感覚というのはどんどん変わってきますし、介護保険というものがこんなにいいものなのかということをお年寄りはお年寄りに考えていかれるようになってきております。実際私の家庭もそうだったんですけれども。それで、公平、中立ということは、僕はあんまりじゃないかなと思うんですね。梅香苑の肩を持つわけでも何でもないんですけれども、今まで自治体というのは、いろんな事業に取り組んできて、いろんな箱物をつくってくる、そしてその管理面について、そのまた存続に当たってのいろんな予算等についても負担を強いてきました。そして、将来的にどうなるかということで、存続の危機もあるような団体がございますが、私どもとしても、介護保険については、将来どうなってくるかなというふうな不安な気持ちがございます。

そこで、まだ阿蘇郡内、阿蘇町が1つで、高森町がやれば2つ目ということでございますが、それぞれの自治体には自治体の条件じゃないんですけれども、自治体の状況というものがあると思うんですね。いろいろな状況というものがある。で、介護支援センターがその本当に活動しているところは、現在梅香苑であり、その上にまた基幹型ということになると、ただ間に1つできるだけじゃないかと、ただ間に1

つできるだけだったならば、そういう無駄を僕は省くことが先決であると思うんですよね。

ですから、あえて私はこういうふうに基幹型の介護支援センターを私はつくることについてはいかがなものかなというふうに考えておりますし、できれば、現状ある介護支援センターを発展的に地域型であるのならば、それを基幹型に移行することは可能じゃなかったのかなというふうに考えております。

私どもとしては、老人福祉の一つの基地としては梅香苑を考えておったわけですが、あそこでデイサービス・ケア、いろんなマネジメント、それにショートステイやっておられますから、フルにあそこを利用することによって、今後の老人福祉の達成率を私どもの心の満足を高めるためには、あそこがフルに活動していただけるような環境をつくるべきであるというふうに私は思っておりますが、この今回の補正予算を見ますと、何か今までの梅香苑の在宅介護支援センターが公平、中立性を欠いていて、問題があったから、基幹型の介護支援センターをつくって、指導をして、支援をしていくというふうなとらえ方しか私にはできません。

ですから、12月にその協議会ができて、答申があったと言われるが、それがあってからすぐ今度は、職員の採用も公文書でなされております。あまりにも早急すぎる動きであったというふうに私は考えておりますし、必要性に疑問があるから、こういうふうな私としては意見になってしまうんだと思いますが、現状においては、私はもう少し介護保険の推移というもの、老人の利用状況というものをもうちょっと把握したのちで、この立ち上げというものはよかったんじゃないかな。あえて年度の一番終わろうとしておる時に、急々にこういうことをする必要はなかったと思います。

ですから、できれば、この件については、もう少し考慮していただきたいと思うんですけれども、いかがなものございましょう。

○議長（児玉國廣君） 保健福祉課長 阿南哲也君。

○保健福祉課長（阿南哲也君） 梅香苑につきましては、公平、中立ということでやられているということはお案内のとおりでございますが、昨年12月18日に行われた会議の中で、この中の会長さんは、在宅介護支援センター長の平田先生でございます。そうした中で、いろいろお話が出まして、総括的に設置した方がよかろうということになったわけでございますので、その点をひとつよろしく願いたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） これ以上言ってもお互いの意思の違いがございますから、変わるものではないと思いますので、のちほどの討論の際に意見を述べさせていただきますと思います。

要は、介護保険、まだ始まって何年も経っておりません。知らない方達だ多数いらっしゃいます。社協の果たす役割も100%であるかという疑問もございます。当然、保健福祉課の中にも保健婦さんがいらっしゃいます。その方達が一生懸命努力もされておるとは思いますが、今回の基幹型の内容の中に、その保健婦さん方達のされる仕事というものも含まれておるようでございますから、なるべく現状ある形を発展的にやっていただけるように私としては気持ちを持っておりますので、執行部の保健福祉課長については、その点の方もご理解をいただきたいと思ひます。

質疑の方は3回までということでございますから、私の最後の意見ということで、よろしくお願ひをいたします。

○議長（児玉國廣君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 私は、今回の補正予算、償還につきまして、公債費については、確かに町の健全財政というものを考えた上での補正であったというふうに考えております。しかしながら、今回の老人福祉費については、私としては、内輪での議会も含めてなんですけれども、検討する時間がまったく短かったというふうな理解をいたしておりますし、以上の点から今回の補正予算については、継続あるいは反対という形でお願ひを申し上げたいと思ひます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 討論がございましたので、起立採決をしたいと思ひますが、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉國廣君） 起立多数でございます。

よって、議案第3号、平成12年度高森町一般会計補正予算（案）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議長（児玉國廣君） 日程第6 議案第4号、工事請負契約の締結についてを議題と

いたします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） おはようございます。

議案第4号、工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

町内及び県内の技術経験実績のある6社を2月7日に指名申し上げまして、2月19日に指名競争入札の結果、契約金額1億479万円で、阿蘇郡高森町大字高森1589の16番地、株式会社 草村企業、代表取締役社長 本田照代氏が落札したものであります。

なお、工事内容等につきましては、担当課長より別途説明いたしますので、どうか慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 詳細についての説明を求めます。建設課長 後藤秀希君。

○建設課長（後藤秀希君） 社倉～蔵地線4の2工区道路改良工事の概要について、説明申し上げます。

本工事は、社倉側から地方道路整備臨時交付金事業として、平成11年度から進めているもので、今回の施工延長は、改良工事160メートル、昨年度改良しました部分の舗装工事が180メートルとなっております。改良工事につきましては、車道幅員5.5メートル、全幅7メートルとなります。また、地形が急峻であることから、延長87.6メートル、最高11メートルの垂直擁壁工事をするにしております。当初計画で擁壁工事をする部分は、高さが最高16メートルとなり、山の口地区の上部に当たることと、地盤が軟弱であるために地質調査を実施、安全上支障がないかということで検討を重ねてまいりました。その結果、設計速度40キロでしたが、県と協議の上、30キロに変更、さらに、扇形を山側に最高約20メートル移動、擁壁の高さが11メートルになったことに伴い、盛り土と擁壁の基礎を小さくすることができ、工事費の圧縮にもなりました。

先に申し上げましたとおり、工事箇所の地盤が軟弱であるため、設計を一部変更、地質調査と擁壁の詳細な検討に約6カ月という日数を要したため、1月10日の臨時町議会で繰越の手続きをとらせていただき、今回の入札に至ったものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） どうせ私が今回の議事録の署名議員でございますから、意見を多々述べさせていただきます。

この請負契約の締結については、問題はないわけですが、諸般の経済状況をお聞きしたいと思っております。各自治体とも公共事業費というものを抑えるということが一番の地方自治体の健全財政への道であるというふうにお考えであるというふうに思っております。その中において、当高森町においても、土木業を本業とされる業者さんが多数いらっしゃいますが、県、国レベルで申しますと、AクラスからEクラスまでであると思います。何段階かに分かれた形のクラス編成がされていると思いますが、私どもの高森町において、草村企業さんと同等のクラスというものはあと1社あるわけですが、しかしながら、そこで考えなければならないことは、当初予算を見てみますと、高森町の方からいろいろな期成会等に対する負担金あたりを出しております。今日、12年度の当初予算を見てみますと、中九州の高規格道路の促進期成会に6万7,000円、熊本～阿蘇線道路期成会に3万円、57号線の4車線化促進期成会に3万円、それに県北横断道路推進期成会に3万円、その他にもいくつかございますが、しかしながら、その期成会をされておるところはそれぞれにいろいろな工事等が年度末、1年間を通しますとなされております。しかしながら、その中に高森町のこういうふうな草村企業さんをはじめとするAクラスの方達の道路工事看板等を見受けることがないわけですね。

ですから、私としては、なるべくやっぱり町内から出ていくことのできない中小の土木屋さん達はなるべく町内でどうにか生活ができるように考慮する必要があるんじゃないかなと。そして、このように、すべての工事について対応し得ることの能力のある大きい企業については、なるべく国・県の大きな工事等に比重を持っていただけるように、町としても後押しをしていく必要があるんじゃないかなと、そのように考えております。

ですから、今回の契約についての意見は別に問題はないとしても、今後において、町長さんの方といたしましても、このように期成会にどんどんうちとしては負担金を出しておりますが、大きいクラスの会社の方達においては、このように国・県の工事に対して、出て行って、そこで実績を上げていただけるような期成会の際での町としての経済効果ということを考えた働きかけができないものかどうかをお尋ねをしたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 大きい企業Aクラスは国・県の仕事をしろということでございますけれども、私達におきましては、指名委員会を通じて、公正にやっておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） それはわかるんですよ。それは、指名審査委員会が公平、公正にされていらっしゃるから、それはわかりますし、どこかの町村みたいにもいつも新聞を賑やかすようこともうちの町では起きておりませんから、安心はいたしております。しかしながら、今後において、道路工事を含め、公共工事が減額されていく中において、やはり大きい企業の方達がどんどん町内の公共工事において、シェアを広げていかれるということになってくると、やはりそれ以外の企業の皆さん方に対する経済的な圧迫というものが懸念されるわけです。ですから、どうせ、その大きいクラス、Aクラス以上の方達については、さまざまな工事を対応し得る能力も持っていらっしゃるし、当然、営業能力も所有されていらっしゃるというふうに考えておりますから、その点から、要するに、今、うちの町からさまざまな期成会に出しております高森町外の道路工事に関する道路網の整備に関する期成会に助成金、負担金等を出しておる中であるからこそ、そういうところにおいてのその高森町の企業の活躍ができるような場はできないかということをお聞きしておるわけでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 特定の方に私は申し上げることはできません。指名委員会を厳正なるもの、また、県の方でクラスをいただいております。そのクラスについて、ここに提案しております金額について、しんせいに、そして公平に、また、能力等々においても、十二分に審査結果、私の方に指名委員会が来るとということで、私もこのように考えて結果を待っておるところでございます。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 町長、私からちょっと申し上げますが、この原案に対しての意見ではなくて、負担金を出しておる国道57号線とか、熊本～高森線とか、いろいろのところに高森町のAクラスの人達を入札に入れてもらうことは、町長さんからお願いすることはできないだろうかというような質問であろうと思っておりますから、再度お願いしたいと思います。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 県のことは県の方で指名があろうかと思っております。町村について

は町村によって、高森町は高森町としての指名委員会を尊重してやっておるところでございます。できますならば、そのように、阿蘇郡の広域事業等におきましても、事実、そういう仕事をさせていただいた経緯もありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 私としては、特定の企業をこの工事をさせてくださいという形じゃないんですね。もし、AクラスのA業者、B業者というものが年間5億円ずつ仕事をされておったと、そうする中において、町工事が3億円、県・国の工事が2億円それぞれあったとした時に、今後、町工事、県工事、国工事が2割ずつカットされた場合においては、それぞれ5,000万円ずつぐらい減額されてくるわけですね。しかし、会社としては、それだけの、要するに、会社として維持していくためには、それだけの工事高が必要であると、そうする場合において、国・県において、そういうことが不可能であるならば、町工事を一生懸命とらなければならなくなってしまうわけです。談合は私としては否定をいたしますが、しかしながら、やはり会社としてボリュームが大きくなればなるほど、それだけの工事量というのが必要になってまいりますから、そうすると、AクラスはBクラス・Cクラス・Dクラスの仕事もすることは可能でございますが、Dクラスの方達がAクラスの工事をする能力はございませんから、当然、どんどん尻窄みになってくる可能性が僕にはあると思うわけです。ですからこそやはりB・C・Dとか、要するに、その小さい企業の皆さん方達が町工事で一生懸命努力をしていただいて、経営を成立していただいて、労働者の皆さん方を安心して生活ができる環境に持っていただくと、Aクラスの皆さん方については、当然町がやっておる57号線の期成会の負担金をやっておるそういうふうな期成会の中からどんどん57号線の工事にも出ていただけるようにがんばってもらおう。それと、県道とかの工事にもどんどん出ていただけるようにがんばっていただくと、そういうふうなことで、やはり町としても、やはりそういうふうな条件提示じゃないんですけれども、いろんな期成会の際に、やはりその町村だけじゃなくして、広く負担金を出しておる自治体にもその入札に加わる資格があるんじゃないかなというふうぐらいの意見は述べていただきたいなというふうな希望を持っております。

ちなみに、57号線の工事状況を見てもみますと、阿蘇郡内の業者がしておるというふうにも私は見受けてもおりませんし、南阿蘇地区の業者の方達がフルにやっておられるというふうにも見受けてもおりません。57号線の4車線化の期成会につ

いては、当然、57号線沿線の皆さん方が入っておられるわけなんですけれども、しかしながら、やはり負担金を出しておるところにも若干の経済的メリットがあるようにするべきじゃないかなと思いますから、やはりそこあたりも町としても親心じゃないんですけれども、経済効果を考えた上での働きかけ、ここがとるようにしてくださいということは確かにいけない、これは法的に違反しますからそれはできないんですからこそ、やはり指名ぐらいには入るぐらいの条件提示じゃないんですけれども、働きかけを今後やっていただかないと、やはり大きい企業はその形を維持していくために町の工事でがんばらなくてはならなくなりますので、小さい企業を生かすためにということで、努力もしていただければ助かるなというふうな気持ちから申し上げておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（児玉國廣君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本臨時議会に提案されました全議案議了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また企業誘致につきましては企業誘致特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通対策につきましては交通総合対策特別委員会に、それぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、企業誘致特別

委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

議会を閉じます。

平成13年第2回高森町議会臨時会を閉会いたします。お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前10時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成13年第2回臨時会

平成13年2月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676)2-1111